

令和6年8月22日

## 低所得者支援・定額減税補足給付金の給付について

健康福祉部総合福祉課

### 1 概要

本給付金は、政府与党政策懇談会(令和5年10月26日)における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて、一連の給付を実施するもの。

### 2 給付金の内容、対象世帯等

#### I. 低所得者支援給付金

##### ①新たに住民税均等割非課税となる世帯

- ・基準日(令和6年6月3日)において、新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯主に対し、10万円を支給。
- ・また、同じ世帯内に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。

##### ②新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

- ・基準日(令和6年6月3日)において、新たに令和6年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯主に対し、10万円を支給。
- ・また、同じ世帯内に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。

#### II. 定額減税補足給付金

- ・定額減税可能額が減税前額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者に対して、1人4万円×(本人+扶養親族数)を給付。

※1人あたり所得税3万円、住民税1万円を給付限度額とする。

### 3 対象世帯数(令和6年8月1日現在)

- ・新たに住民税均等割非課税となる世帯 294世帯 こども加算 66人
- ・新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 248世帯 こども加算 33人
- ・定額減税補足給付金 8,896人

※今後の税申告等の状況により変動の可能性あり。

### 4 対応スケジュール等

- ①6月28日 市ホームページによる告知
  - ②広報すその8月1日号に掲載
  - ③8月2日～7日 対象世帯主、対象者への通知発送
  - ④以降、市役所地下多目的ルームにて随時受付し、給付金給付。
- ※定額減税補足給付はオンライン申請でも受付可。
- ⑤給付完了予定 11月末